

細 則

第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、次の通りとする。

年会費	2,200円(税込)
-----	------------

第3条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税込)
レディース(月4回)	8,800円
レディース(月8回)	9,900円
スイミング(ホ・土フリー出席制)	8,800円
整体体操(週1回)	7,150円
整体体操(週2回)	8,800円
レディース(月4回)+整体体操(週1回)	11,000円
レディース(月8回)+整体体操(週1回)	12,100円
スイミング(フリー)+整体体操(週1回)	11,000円

2. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月の会費を預金口座振替の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

第4条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき2200円(税込)とする。

第5条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,200円(税込)とする。

第6条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき3300円(税込)とする。

第7条 臨時休校時の対応

会則第18条第3項第2号の理由により本スクールを長期休校した場合の月会費は以下の通りとする。

1. 月間3/4レッスン以上休校した場合は、月会費は徴収しない。
2. 月間2/4レッスン休校した場合は、月会費の50%を徴収する。
3. 月間1/4レッスン休校した場合は、所定の月会費を徴収する。

第8条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第9条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第10条 入会手続きに必要な書

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第11条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第12条 本細則の発効

本細則は2023年7月1日より発効する。